

**介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）重要事項説明書**

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者の名称	社会福祉法人 軽井沢町社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉4844番地1
代表者（職名・氏名）	会 長 矢 内 英 男
設 立 年 月 日	昭和42年04月14日
電 話 番 号	0267-45-8113

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	社会福祉法人 軽井沢町社会福祉協議会	
サ ー ビ ス の 種 類	第1号訪問事業所（訪問介護相当サービス）	
事 業 所 の 所 在 地	〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉4844番地1	
電 話 番 号	0267-45-8113	
指定年月日・事業所番号	平成18年04月01日指定	2072100015
管 理 者 の 氏 名	前 田 久 子	
通常の事業の実施地域	軽井沢町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接触れて行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助, 就寝介助, 排泄介助, 身体整容, 食事介助, 更衣介助, 清拭（せいしき）, 入浴介助, 体位交換, 服薬介助, 通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理, 洗濯, 掃除, 買い物, 薬の受取り, 衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	毎日
営業時間	8:30～17:30 但し必要に応じ早朝・夜間のサービスもご利用いただけます。

6. 事業所の職員体制

訪問介護員の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤 7人, 非常勤 3人
訪問介護員養成研修2級課程修了者	常勤 人, 非常勤 人
介護職員初任者研修修了者	常勤 人, 非常勤 人

7. 管理者及びサービス提供責任者

事業所の管理者及びサービス提供責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者	前 田 久 子
サービス提供責任者の氏名	横 井 和 子 他

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基

本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）の利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
訪問型サービス (みなし)Ⅰ (1月につき)	週1回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	11,720円	1,172円	2,344円
訪問型サービス (みなし)Ⅱ (1月につき)	週2回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	23,420円	2,342円	4,684円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める介護予防訪問介護の金額に相当する金額であり、介護予防訪問介護の金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
初回加算	新規に個別サービス計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回にサービスを提供した場合等	2,000円	200円	400円
介護職員処遇改善加算Ⅱ※	当該加算の算定要件を満たす場合	サービス利用に係る自己負担額（介護保険利用分）に介護職員処遇改善加算Ⅱ4.8%が加算されます。		

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) キャンセル料

第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）は、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。

（３）支払い方法

上記（１）及び（２）の利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌々月の12日（祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌々月の12日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 八十二銀行 中軽井沢支店 普通口座 372394
現金払い	サービスを利用した月の翌々月の12日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

９．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

１０．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び軽井沢町等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

１１．苦情相談窓口

（１） サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	担当者	軽井沢町社会福祉協議会 総務係 佐藤 友晴
	電話番号	0267-45-8113 FAX番号 0267-46-2116
	面接場所	当事業所の相談室
	受付時間	事業所の営業日及び営業時間に同じ

（２） サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	軽井沢町役場 保健福祉課 高齢者係	電話番号 0264-44-3333
		FAX番号 0267-46-3165
		受付時間 営業日の8:30～17:30

１２．サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（１） サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

(1) 第三者評価の実施の有無 無